

アスク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
地域密着型サービス外部評価機関

アスクニュースレター No. 62

2016年10月25日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX : 0287-62-4310

E-mail : npo.asc@nasuinfo.or.jp

web : <http://asc.nas.ne.jp/>

理事からのメッセージ

高齢者の不安と楽しみを考える

中島 幹夫 (なかじまみきお)

早いもので、年明けの正月には75歳の後期高齢者となります。今、関心があることは、自分はいつまで元気で社会活動、趣味が出来るのだろうかということです。

厚生労働省の発表によりますと、75歳の人の平均余命は男子11年(86歳)、女子15年(90歳)となっています。また、100歳以上の高齢者が6万5千人、そのうちの87%を女性が占めています。「人生80年そして超高齢化社会」の到来です。まず、先立つものはお金の問題です。

先日開催の国会で年金問題を取り上げていました。年金の役割は厚生年金が生活の安定、国民年金は生活の安心という違いの説明があり、現在の年金制度はその役目を十分に果たしているかという質問に対しては、国民年金受給者は年金に加えて、国民の貯蓄と政府の補助が必要であるとの回答でした。また、生活保護を受給する世帯のうち、65歳以上の高齢者を主体とする世帯が今年は受給世帯の50%を超え、うち9割が単身世帯であるとの問題指摘がありました。

儉約に努め、お金を上手にコントロールすることが大切です。

また、長生きをして問題なのは体力が低下している状況で長い期間生き続けなければならないということです。介護保険制度の改正も見逃せません。小山市で3月に開催された「地域包括ケアシステム啓発講演会」には、立ち見も出るほど多くの市民の参加がありました。

徒然草の中で吉田兼好は、人間の生き方について次のように語りかけています。

「人間の死は今突如としてやってくるかもわからない。だからこそ、人間は自分の他にもう一人の自分を据えて、自分自身を客観視しなくてはいけない。そして、過ぎ去った歳月のことばかりを考えずに、現在の時間がただ空しく過ぎ去っていくのを惜しまなくてはいけない」

「世界の恋人」といわれたイブ・モンタン、俳優として、歌手として、またフランス共産党の活動家として幅広く生きた彼は、人生の最後のインタビューの中で「人は人生をやり直すことはできない。ただ続けることができるだけだ。この先どうなるかなんてわからない。けれど無限の発見に満ちていることだけは確かだ」と語っています。老いという未知の世界は、無限の発見に満ちている、素晴らしい世界であるということです。

テレビで「人生の楽園」という番組をやっています。退職後の人生を、故郷を元気にしようと汗を流す人、長年の夢を叶えてカフェを始めた人、自然の中でゆったりとした“田舎時間”を楽しむ人達を紹介しています。人生は、何かをやるうとしてその日その日を楽しみ過ごす経過が大切であるということが、この番組から感じられます。健康なうちに旅行にも行きましょう。また、庭の花を愛でる、畑で野菜作りを楽しむ、仲のよい友達と会う等小さな喜びを積み重ねることもよいでしょう。以上、75歳を迎えるにあたり思いつくことを述べてみました。

(アスク監事、評価調査者、経営コンサルタント)

さらに変わる！ 介護保険

市民福祉情報オフィス・ハスカップ主宰 小竹雅子

<http://haskap.net/>

来年は介護保険法成立20年

介護保険制度は1997年に法律(介護保険法)が成立してから、来年で20年になります。

制度が国民に約束したのは、介護保険料という新たな負担は増えるけれど、従来の措置制度(自治体がサービスの対象者と種類を決める行政処分)から、介護認定を受けた人にサービスを利用する権利(受給権)があり、みずからサービスを選ぶ選択制度になる、というものでした。

サービスも市区町村や社会福祉法人だけでなく、民間会社に門戸を開き、市場競争で良質な事業所が残るとも語られました。

ただし、利用者がサービスを選ぶための情報提供は、2000年度のサービス開始から6年遅れ、2006年度から「介護サービス情報の公表制度」が事業所に義務づけられました。

現在、「サービスが必要」と認定された人は600万人を超え、高齢者の18%になります。しかし、実際にサービスを利用しているのは約500万人で、「未利用者」も100万人を突破しています。

法律と介護報酬の二段構えの制度改正

制度は、法律(介護保険法)とサービス料金(介護報酬)の二段構えで改正されます。どちらも厚生労働大臣が意見を求める諮問機関(社会保障審議会)で、1~2年前から検討がはじまります。

市民福祉情報オフィス・ハスカップは2003年から社会保障審議会の傍聴をはじめ、利用者や介護者にとって重要と思われるポイントをメールマガジン「市民福祉情報」で無料配信し、セミナーや国会集会なども企画してきました。

しかし、審議の内容(特に「官僚文学」と呼ばれる行政用語の文章)や結論に至る道筋は非常に複雑です。わかりやすく伝えたいと思っても、なかなか理解してもらえず、実際にサービスが制限され、負担が増えるまで、多くの人が改正に気づ

かないという局面を重ねてきました。

電話相談「介護保険ホットライン」(介護保険ホットライン企画委員会主催)を開設するたびに、「知らなかった」「どうしてこんな見直しなのか」という声を聴き、くやしさをかみしめています。

大きく変わった2005年改正

「介護の社会化」を掲げた制度は、2005年の法改正で大きく転換しました。

介護保険制度は施行以来、認定を受けてケアプランを作り、サービス(介護給付)を利用するのが基本で、認定が自立(非該当)の人は対象外でした。しかし、2005年改正で「地域支援事業」(市区町村が実施する介護事業)が新設され、2006年度から認定されていない高齢者を対象にする介護予防事業が登場しました。

「介護予防」は一見、良いことのようにみえます。全国の市区町村で介護予防教室や筋力トレーニングが行なわれ、マスコミも好意的な報道を繰り返しました。しかし、財源は介護保険からの支出です。「地域支援事業」へのお金が増えた分、認定された人へのサービスが削られたのです。

法律の改正で、認定ランクは要支援(要支援1・2)と要介護(要介護1~2)に分割され、要支援は介護予防サービス(予防給付)の対象になりました。同時に介護報酬の改正で、要支援のホームヘルプ・サービスとデイサービスの料金は月額制になり、利用する回数や時間が削減されました。

また、施設サービス(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養病床の3種類)とショートステイは食費と家賃、デイサービスの食費が利用者の自己負担(10割負担)に変わりました。低所得の利用者には介護保険から補填する「補足給付」(特定入所者介護サービス費)が設けられましたが、対象外の個室利用者のなかには月10万円以上の負担増になったケースもあります。

みんなが気づかなかった2011年改正

2011年改正では、市区町村の判断で要支援認定者を「地域支援事業」に新設した「介護予防・日常生活支援総合事業」に移せることになりました。

認定を受けた人はサービスを利用する権利（受給権）があるのに、保険者（介護保険の運営主体）である市区町村の裁量で、サービス（給付）からはずせることになったのです。

ただし、この時点では市区町村の任意とされたため、実施したのは全国で28市区町村、参加者は4000人弱という極めて目立たないもので、ほとんどの人は改正そのものを知りませんでした。

複雑すぎて、まだ理解されない2014年改正

そして、2014年の通常国会では、消費税の引き上げ分は社会保障に投入するが、制度全般の見直しを行うとして、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」という長い名前の法律が成立しました。介護保険法だけでなく医療法など多くの「関係法律」の改正を含みます。

「地域包括ケアシステムの構築」

介護保険法は、ふたつの目的で改正されました。ひとつは「地域包括ケアシステムの構築」で、①要支援1・2が利用するサービス（給付）のうち、ホームヘルプ・サービスとデイサービスはすべて

2014年改正は、2015年4月から2017年3月まで、2年をかけて実施中

2015年4月	
サービス料金（介護報酬）	マイナス2.27%改定
第1号介護保険料	基準額の引き上げ 消費税引き上げ分の投入による低所得者の負担軽減
市区町村事業 （地域支援事業）	介護予防事業（二次予防事業）の廃止 介護予防・日常生活支援総合事業の再編 介護予防訪問介護と介護予防通所介護の編入 消費税投入による包括的支援事業の追加 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症初期集中支援推進事業 認知症地域支援・ケア向上事業 地域ケア介護推進事業
特別養護老人ホーム	新規利用は原則、要介護3以上（要介護1・2には特例措置）
住所地特例	サービス付き高齢者向け住宅に拡大
2015年8月	
利用料	「一定以上の所得者」の負担を2倍に引き上げ
補足給付 ①	施設の食費・家賃の負担軽減の条件の厳格化 預貯金などの資産、世帯分離配偶者の所得をチェック
2016年4月	
デイサービス（通所介護）	小規模事業所は地域密着型サービスに移行
居宅介護支援事業所	市区町村指定に移行
2016年8月	
補足給付 ②	所得のチェックに遺族年金、障害年金を追加
2017年3月	
市区町村事業 （地域支援事業）	介護予防訪問介護と介護予防通所介護の事業移行完了

「地域支援事業」に移す“効率化”、②特別養護老人ホームの新規利用は要介護3以上（原則）に限る“重点化”が行なわれました。

2014年改正は2015年度からの実施ですが、要支援1・2のホームヘルプ・サービスとデイサービスの「地域支援事業」への移行は、2年間の猶予期間があり、市区町村ごとにばらばらの実施で、2017年度にならないと全体像が判明しません。

また、特別養護老人ホームは待機者52万人と言われていますが、要介護3にならないと利用できないとされ、数字の上で待機者が減っています。

「費用負担の公平化」

もうひとつの目的は「費用負担の公平化」で、①「一定以上の所得者」は2割負担、つまり利用料が2倍になりました。

また、②介護施設などの「補足給付」は対象者を厳格化し、世帯分離した配偶者の収入や預貯金などの資産チェックが導入されました。どちらも昨年8月から実施されています。

消費税引き上げ分の還元は…

消費税引き上げ分はどこにいったのかというと、低所得の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の負担割合の引き下げに使われました。ただし、消費税の引き上げは、当初予定の10%は2019年10月まで再延期され「完全実施」されず、また、ほとんどの市区町村の介護保険料は引き上げになったので、負担軽減はささやかです。

このほか、消費税の引き上げ分は「社会保障充実分」として、「地域支援事業」の包括的支援事業に投入され、①地域ケア会議推進事業、②在宅医療・介護連携推進事業、③認知症総合支援事業、④生活支援体制整備事業が新設されました。

トリッキーな要支援1・2のサービス削減

頭が痛くなる2014年改正ですが、大きな問題は、「地域包括ケアシステム」を構築するという理由で、2011年改正の前哨戦を経て、要支援1・2の認定者は受給権の多くを失い、介護保険制度の原則が大きく崩れたことです。

要支援1・2の移行先は、「地域支援事業」で再編された「介護予防・日常生活支援総合事業」の

なかに、さらに新設された「介護予防・生活支援サービス」です。

厚生労働省は「総合事業サービス」と呼びますが、ホームヘルプ・サービスは「第1号訪問事業」、デイサービスは「第1号通所事業」が正式名称で、サービス（給付）ではないため、「だまし討ち」という批判があがるのも当然です。

移行のポイントは、お金です。サービス（給付）の場合、利用者が増えて当初計画より費用が必要になれば、補正予算を組んで財源を確保します。しかし、「地域支援事業」（事業）は年間予算が決まり、利用者が増えてもお金は増やしませんから、認定者が増え続ける限り、費用削減になります。

また、厚生労働省はガイドラインを作り、住民団体やNPOなど「多様な提供主体」が「総合事業サービス」を提供できるとしています。しかし、低額かつ“互助精神”で働く民間団体が速成できるわけもなく、昨年度に移行を実施した市区町村（全国の3割弱）のほとんどは、介護保険の指定事業所に委託しています。

「費用負担」は公平なのか？

昨年11月に開設した電話相談には、「費用負担の公平化」により、利用料が2倍になった、「補足給付」からはずされ食費・居住費の負担が多額になったという事例が集中的に寄せられました。

利用者負担が2倍になった「一定以上の所得者」は、ひとり暮らしは年収280万円以上、夫婦世帯は346万円以上が基準とされています。

負担が増えて苦しくなるのは境界線より少し上の人です。在宅サービス利用者の月平均支出は、1万2000円程度です（「全国消費実態調査」）。「お金がある人からは取るべきだ」という意見がありますが、高齢者の収入は年金がほとんどで、増やせるわけではありません。

「費用負担の公平化」については、負担能力を含めた合理的な影響調査を行い、実態にもとづく修正が必要だと考えます。

年明けの通常国会にさらなる改正案

利用者や介護者にとって寝耳に水のような2014年改正ですが、追い打ちをかけるのが、年明けの通常国会に提出予定の新たな改正案です。現在、改正内容の「意見」をまとめるため、社

会保障審議会の介護保険部会が月2回ペースで開かれています。

「骨太方針」(首相官邸)や財政制度等審議会(財務省)の提言もあり、さらに認定者の受給権の縮小と負担の拡大を図ろうとしています。

「軽度者」と「負担増」

注目されるのは、またもや「軽度者」と「負担増」です。厚生労働省は現時点(2016年10月10日)では、「軽度者」を定義していません。一方、財務省は財政制度審議会の提言で「要介護1・2」と明記しています。

いずれにしても、政府、財務省は「軽度者」への生活援助(ホームヘルプ・サービス)、福祉用具、住宅改修について、「地域支援事業」への移行や介護報酬引き下げ、利用者負担増などによる削減を求めています。

「負担増」では、利用料の引き上げのほか、ケアプランの利用者負担、高額介護サービス費の抑制、「補足給付」の厳格化の拡大などがラインアップされています。

「保険者機能の強化」の登場

9月の介護保険部会では、厚生労働省から「保険者機能の強化」として、市区町村が3年ごとに作成する介護保険事業計画に「地域分析」の導入が提案されました。認定率やサービス費用の“地域差”を分析して、“適正化”するというのです。

市区町村が“地域差”の是正を求められた場合、認定審査を不当に厳しくする、地域ケア会議などでケアプランの変更を求めて利用制限する、といった可能性が高まります。

政治と行政の立場からみれば、法律を改正しなくても給付抑制できる便利なアイデアとも言えますが、利用者からみれば「新たな措置制度」になりかねません。

なお、「地域分析」には、2013年度から運用されている「介護保険総合データベース」が使われます。認定者の個人情報が国に吸い上げられて分析対象になるだけでなく、「第三者」に情報提供も可能という提案も出されています。

「地域包括ケアシステム」が求めるもの

介護保険部会は年末までに「意見」をまとめる

予定なので、提案が具体化するのは今後です。

しかし、次期改正は2018年度の介護報酬と診療報酬の同時改正も含めて、医療保険との関係が濃厚です。

現在、国民の「死亡場所」は病院が9割ですが、医療保険では「地域医療構想」により、病床数がコントロールされ、入院期間の短縮が進みます。

それに呼応するように、介護保険の「地域包括ケアシステム」は、退院した高齢者を「在宅」(自宅のほか、グループホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅なども含む)で看取るため、医療ニーズの高い認定者に“重点化”すべきと考えています。

厚生労働省の資料は、「住み慣れた地域で最期まで」を実現するため、「中重度者」を対象に医療やリハビリを中心に“専門性の高い”サービス(給付)に集中し、「軽度者」の暮らしの支援は地域支援事業(事業)による住民主体の“互助”で費用を節約する、という“機能分化”を語っています。

介護保険制度は、「利用者本位」という崇高かつ困難な理念を掲げました。しかし、法律ができて20年。いつのまにか専門性に逃げ込んで、困難なところは再び家族に押し戻し、それでも大変なところは「地域共生社会」を作るから地域住民で助けあってね、と言っているのです。

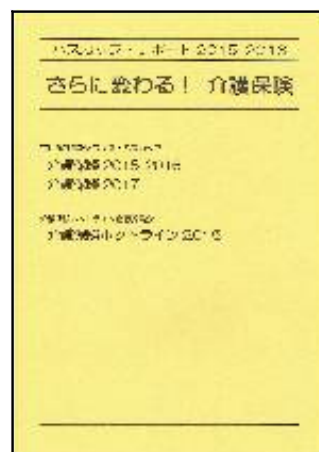
介護保険が成人式にあたって豹変していいのか、多くの方に発言していただきたいと願います。

以上の小竹さんのレポート内容をさらに詳しく知りたい方は、下記の出版物をおすすめします。

ハスカップ・レポート2015-2016

『さらに変わる！介護保険』

2016年9月1日発行



1部1,000円
(送料無料)、

10部以上は2割引

申込先：市民福祉情報
オフィス・ハスカップ
FAXまたはネットから
ご注文ください。

FAX 03-3303-4739

<http://haskap.net/>



ワイルド・スワン（上・下）

ユン・チアン 著、土屋京子 訳 講談社刊

（別に文庫本、改訂版文庫本がある）

（主に中古品のみ流通、価格は様々） 1993年1月発行

ユン・チアン（張戎、1952年ー） 中華人民共和国出身の作家。現在イギリスに在住し、ロンドン大学東洋アフリカ研究学院（SOAS）で教鞭を執るなどした後、文筆活動に専念するため退職した。著書に『マオ 誰も知らなかった毛沢東（上・下）』（ジョン・ハリデイと共著、土屋京子訳、講談社、2005年11月）、『真説 毛沢東 誰も知らなかった実像（上・下）』（講談社+α文庫、2016年6月）、『西太后秘録 近代中国の創始者（上・下）』（川副智子訳、講談社、2015年）がある。

19世紀末の清朝滅亡前夜から、毛沢東の死による文化大革命の終焉までを背景に、將軍の妾であった母方の祖母、共産黨員となった父と母、著者自身とその一家の運命を、壮大な絵巻のように描き切ったノンフィクション。

長い歴史の中で、度々の圧政から身を守るため、中国の人々は様々な知恵を働かせてきた。しかし第二次世界大戦後に国を統一した毛沢東率いる共産軍は、当初は民衆に喜んで迎えられたものの、次第にその性格を変え、ついには「文化大革命」が、人々を恐怖と飢餓と絶望に追い込んでいく。

こうした時代に生まれ、生きた著者。愚かしいまでに真っ正直な父と、活動的で強い心を持った母のもとで、彼女は時代の波をもろに受けながら成長していく。

著者の母親の、子供たちに寄せる思い、夫への思い、その広く強い心、そしてその母親である著者の祖母の、献身と美には胸打たれる。

また、貧しさの中で成長し、人々を幸せにしたいという理想に燃えて共産黨員になった父が、後

年、毛主席の治世に反発し、ついには捉えられ精神を病んでしまうあたり、本当につらく、読んでいて苦しい場面も多いのだが、そんな中、家族が一つになって助け合う姿にも深く心を打たれる。

1966年から始まり、10年の間、嵐のように猛威を振るった毛沢東による「文化大革命」。それは中国という大国がかいくぐってきた狂気の世界であり、人間の愚かさ、醜悪さを露呈したものであった。

しかしそんな中でも、人には不変の勇氣と誠意、愛情が在ることを本書は教えてくれる。

文化大革命から50年を経た今年、相も変わらず理解しがたい国でありながら、そのスケールの大きさに、惹かれずにはおれない中国という国。

パールバックが描いた「大地」の後、この国がたどった過酷な運命を、共産党幹部の両親を持つ著者が、両親や自らの体験を基に描いたこの大作は、中国に興味のない方でも夢中になること請け合いの、素晴らしい作品。

ぜひお読みください。 (H. K.)

アスクの活動から

外部評価・福祉サービス第三者評価活動

評価結果の公表（2016年10月25日現在、まだ公表されたものはありません）

《地域密着型サービス外部評価》WAM NET (<http://www.wam.go.jp/>) に評価結果公表

《福祉サービス第三者評価》とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構HP <http://www.tfhs.jp/>

障害者支援施設、公立保育園、私立保育園、特別養護老人ホームの評価に取り組んでいます。

《社会的養護関係施設第三者評価》

全国社会福祉協議会HP <http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>

児童養護施設の評価に取り組んでいます。

家族介護者の皆さん、あなたのため息をはきだしてください。

それぞれの老い支度

☆今年97歳になった母方の伯母

現在東京で一人暮らし。認知症があるものの、身体はいたって健康（高血圧、たまにメニエール病）。子供なし。週に3日、近くのデイサービスへ行くことになっているが、日にちも時間も好き放題。文字を読まなくなり、行政からの連絡から何から全てポイとゴミ箱へ。金銭管理ができなくなり関係者は大混乱。家は築50年以上、床が傾き、タンスの引き出しが畳に埋まっている。土地は袋地で、現在の法律では、更地にしてからの新築不可。さあ、困った。

かかりつけのお医者さん、区の福祉担当者に相談し、土地・家を処分して伯母に老健施設へ入居してもらうという方針になりました。そのために、東京に住む無職で昼間自由に動ける私の娘に取りあえず金銭管理を頼み、裁判所に成年後見人の申し立てを起こしたところ。後見人には、福祉関係のみならず土地家屋に詳しい司法書士さんを紹介してもらいました。申し立てにあたり、伯母・母・私・娘の戸籍謄本が必要になり（伯母と申立人である娘の関係を確認するため）、伯母のは区で、私と娘のはこちらで普通に取ることができました。母のが面倒でした。母の本籍は結婚した時に父の実家、静岡県になっていました。行くには遠すぎ、市役所へ電話をしてやり方を聞いて（これがまた郵便小為替を同封しろ、などと初めてのことばかり）郵送で取り寄せました。やれやれと思っていたら、伯母の遺産の相続権者である私のいとこ10人の同意書も必要ということに。もはや連絡先もわからない人もいたりして、10年以上前の年賀状を引っ張り出して、それでも分からない人には、連絡が取れる各本家へまとめて同意書を送るという最後の一手で対応しました。早く正式に後見人が決まり、順次問題を解決し、何とか伯母が元気なうちに施設に入れるといいと思います。

伯母は認知症が進む前は、死ぬまでずっと自分の家で暮らしたい、と言っていました。それには毎日様子を見に行き、身の回りの面倒を見てあげる人がいないと無理だということが分かりました。

☆私の両親

父86歳、身体はほぼ健康（高血圧、過去に狭心症発作あり、右ひざ痛）、軽度認知症、要介護1。母84歳、身体はズタボロ（昨年5月胸部大動脈解離で緊急手術、一命を取り留める、今年6月転倒による左手首橈尺骨骨折で手術）、認知症なし、要支援1。

昨年母が大手術をするまでは、埼玉県で私の弟と3人で暮らしていました。病院で久しぶりに父に会ったら言動がおぼつかなく、認知症であることが判明しました。母は頭と口は達者ですが、退院してから体力が落ち、炊事等の家事ができなくなりました。弟の負担が大きくなり、何もしない父へ不満が募り、父と弟の言い争いが増えました。母の心労を考え、夫婦で入れる施設を探したところ、幸いにもこちらの温泉にケアハウスが見つかり、1年ほど前に入居しました。片付けには私の娘たちが2回ほど手伝いに行きました。衣類は段ボールに入れてウチへ送ってききましたが、家具その他は弟に処分を任せました。その段ボールは我が家の廊下で山積みそのまま。

ケアハウスでは三食とも食堂で提供され、上げ膳据え膳、源泉かけ流しの温泉に毎日入り、血圧測定、健康体操、3時のおやつもあり、けっこう忙しいらしいです。「忙しくて何もできない」と母は不満を言いますが、毎日曜日に私が差し入れを持って行くと大体お昼寝中。父はお酒を「命の水」と言って嗜み、「毎日極楽！」と満足そうです。母は山奥の出で、山の景色には満足だそうですが、川がすぐ下を流れているので、窓を開けると音が大きいのが玉に瑕とのことです。

娘としては、両親が近くにいる、日々の面倒を見てもらって、医者にも連れて行ってもらえるのは助かるし安心です。

（黒磯福祉の会会報から転載）

**第7回 子どもの虐待をなくそう！県民のつどい
子どもの居場所づくり事業を考える**

日時：11月3日（木）13:00～16:30

会場：宇都宮市東市民活動センター
（宇都宮市中今泉3-5-1）

内容：

13:20 映画「さとにきたらええやん」

日雇い労働者の街・釜ヶ崎で38年間続く子どもたちの集いの場「こどもの里」。人情が色濃く残る街の人々の奮闘を描く、涙と笑いあふれるドキュメンタリー！

15:10 シンポジウム

コーディネーター 福田雅章（主催者代表、養徳園園長）

パネラー 中野謙作（栃木県若年者支援機構代表理事）

石川浩子（ファミリーホームはなの家ホーム長）

片桐洋史（児童家庭支援センターちゅうりっぷ

相談支援員）

参加費：1000円

主催：子ども虐待防止ネットワークとちぎ

連絡先：自立援助ホーム星の家

TEL 028-666-6023

広かれ、子ども食堂の輪！

全国ツアー in 栃木

—地域みんなで子どもの未来を応援するために—

日時：11月16日（水）13:00～17:00

会場：とちぎ青少年センター 多目的ホール他
（宇都宮市駒生1-1-6）

定員：180名（参加費無料）

内容：

13:45 基調対談「子ども食堂がひらく未来」

栗林知絵子（豊島子どもWAKUWAKUネットワーク代表）

中野 謙作（栃木県若年者支援機構代表理事）

コーディネーター 陣内雄次（宇都宮大学教授）

14:55 全体学習会「子ども食堂の作り方」

15:30 分科会～詳しくは問合せ

主催・問合せ・申込み：

広かれ、子ども食堂の輪！全国ツアーin栃木

実行委員会事務局（栃木県若年者支援機構）

TEL 028-678-4745 FAX 028-678-4746

E-mail oishii@tochigi-yso.org

地域をともに支え時代を創る ～協働で創るとちぎの共助社会～

とちぎ協働推進大会2016

主催：栃木県、とちぎボランティアNPOセンター（ぼ・ぼ・ら）

日時：11月30日（水）10:00～15:00

会場：栃木県総合文化センター 特別会議室他
（会場には公共交通機関利用のこと）

参加費：無料（事前申込みが必要）

問合せ：栃木県県民文化課 TEL 028-623-3422

申込み：FAX 028-623-2121

E-mail kyodo@pref.tochigi.lg.jp

プログラム

第1部 基調講演 10:10～11:40

「コミュニティデザイン

～人口減少時代の地域づくり～

講師：山崎 亮（studio-L 代表）

*基調講演講師 山崎亮氏のプロフィールはアスクニュースレター61号の書評欄に掲載されています。

第2部 テーマ別分科会 12:40～14:25

第1分科会「次代を拓く人を創る協働」

コーディネーター 石井大一郎（宇都宮大学 准教授）

第2分科会「暮らし・安心・健康を創る協働」

コーディネーター 陣内 雄次（宇都宮大学 教授）

第3分科会「誇れる地域を創る協働」

コーディネーター 結城 史隆（白鷗大学 教授）

第3部 全体会 14:35～15:00

「地域をともに支え次代を創る

～協働で創るとちぎの共助社会～」

講師 三橋 伸夫（とちぎボランティアNPO

センター（ぼ・ぼ・ら）所長）

**寄稿
歓迎**

◆次号のニュースレターは1月発行予定です。読者からの情報や投稿を歓迎いたします。

◆書籍紹介欄に取り上げるのにふさわしい書籍をご紹介下さい。新本、旧本を問いません。1000字程度の紹介文を付けていただくとありがたいです。

◆原稿はニュースレター発行元へ、12月末までにメール又はFAXでお送り下さい。